

(別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	株式会社スプリングス
② 研修事業の名称	株式会社スプリングス 就職支援センターはな 高槻駅前校 介護職員初任者研修
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④ 研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式（通信学習実施計画書（別添 2 - 1 0）を参照。）
④ 業者指定番号	1 8 3
⑥ 開講の目的	介護職として必要な知識及び技能を修得した人材、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	大阪府高槻市高槻町 4 - 3 高槻サタリービル 4 階 4 0 0 室および 3 階 3 0 1 室
⑧ 実習施設	1 実施しない 2 実施する（実習施設一覧表（別添 2 - 7）を参照。）
⑨ 講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 3）を参照。
⑩ 使用テキスト	「介護職員初任者研修課程テキスト全 3 巻」（日本医療企画）
⑪ シラバス	シラバス（別添 2 - 2）を参照。
⑫ 受講資格	受講対象者は、下記の条件を満たす者とする。 特定求職者（次の全ての要件を満たす者）で、 福祉・介護の就業を希望している者に対して 弊社が実施する面接試験により選抜された者。 (1) ハローワークに求職の申込みをしていること (2) 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと (3) 労働の意思と能力があること (4) 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた者。
⑬ 広告の方法	受講希望者の募集は、ハローワークによる告知、ホームページ、広告媒体等への広告の掲載、およびパートナー提携先等への告知による。
⑭ 情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://hana.springs-h.jp

<p>⑮受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)</p>	<p>(受講手続き) 受講希望者の手続きと選抜方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講希望者は、ハローワークにて職業相談を行い、訓練受講が適切と認められた場合に受講申込書の交付を受け、必要書類とともに、住所を管轄するハローワークに本人が募集期間内に申し込み手続きをする。</p> <p>(2) 受講希望者は、ハローワークの受講申込受付後、当施設へ直ちに連絡し、ハローワークで受付された受講申込書を提出する。</p> <p>(3) 当施設は、事前に定められた選考日に、受講希望者の面接を行い当校の受講選定基準に則り合否判定選抜する。 応募多数の場合は当校の受講判定基準に則り決定する。</p> <p>(4) 面接結果を、事前に定められた選考結果発送日に、受講希望者あてに送付する。受講希望者には、本学則、研修カリキュラムを送付する。</p> <p>(受講生の本人確認) 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。</p> <p>(1) ハローワークにて発行された受講申込書(顔写真付)を選考日までに、当施設あてに郵送または持参して頂く。</p> <p>(2) 申込書提出時または、初回講義日に本人確認書類(運転免許証・健康保険証・住民票等)持参し、本人確認をする。</p>
<p>⑯受講料及び受講料支払方法</p>	<p>1 受講料は無料とする。</p> <p>2 テキスト代は、『介護職員初任者研修課程テキスト(全3巻)』(日本医療企画) 6,480 円(税込)とする。</p> <p>3 企業実習交通費、健康診断費、インフルエンザ予防接種費、実習時の服装費等は実費とする。</p>
<p>⑰解約条件及び返金の有無</p>	<p>受講の取り消しや退校する場合にあっても、テキストは個人所有となるので、テキストの返本は受け付けず、代金の返金はしない。 受講料は無料の為、返金は発生しない。 応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合がある。</p>
<p>⑱受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有)・無)</p> <p>1 当社が知り得た受講希望者および受講生に係る個人情報は、当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。</p> <p>2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>

<p>⑱ 研修修了の認定方法</p>	<p>研修修了の認定方法については次のとおりとする。</p> <p>指定されたカリキュラム（別表 1）を全て履修した者に対し、科目ごとに</p> <p>① 習中レポート及び実技の習得状況・理解</p> <p>② 修了評価を総合的に評価し判断する。評価基準は</p> <p style="padding-left: 40px;">A：90 点以上、B：80～89 点、C：70～79 点、D：70 点未満の 4 段階で評価し、C 以上の評価の受講者が修了者として認められる。</p> <p style="padding-left: 40px;">（修了評価試験不合格時の取り扱い）</p> <p>担当講師の補習による指導のうえ、再試験を実施する。（補習・再修了評価受験費用は無料）</p> <p>再修了評価での不合格者は、未修了となるため注意すること。</p> <p>再評価は最大 2 回まで実施する。</p> <p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：4 か月</p> <p>修了評価方法：（別添 2－9）を参照。</p>
<p>⑳ 補講の方法及び取扱</p>	<p>やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、個別に設定した補講を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。</p> <p>補講の方法：レポート（レポート用紙 3 枚 1200 字程度）の提出を持って補講とみなす。原則として当校において実施する。</p> <p>補講に要する費用：無料とする。</p> <p>但し、レポート補講の可能な時間数の上限は下記のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">科目番号・科目名（上限時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 介護における尊厳の保持・自立支援（5 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 介護の基本（3 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 介護・福祉サービスの理解と医療の連携（7.5 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(5) 介護におけるコミュニケーション能力（3 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(6) 老化の理解（3 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(7) 認知症の理解（3 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(8) 障がいの理解（1.5 時間）</p> <p style="padding-left: 40px;">(9) こころとからだのしくみと生活支援技術（12 時間）</p> <p>「科目 (1) 職務の理解」「科目 (2) ③人権啓発に係る基礎知識」「科目 (10) 振り返り」及び実技演習を要する次の項目「科目 (9) こころとからだのしくみと生活支援技術⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭」についてはレポートの対応は認めず、個別対応の補講を実施する。</p>
<p>㉑ 科目免除の取扱</p>	<p>委託訓練のためカリキュラム免除なし。</p>
<p>㉒ 受講中の事故等についての対応</p>	<p>受講中に生じた事故等については、当社が加入する三井住友海上火災保険株式会社 求職者支援訓練見舞金規定保険で対応する。</p> <p>したがって保険料の受講者負担は生じない。</p>

⑳ 研修責任者名、所属名及び役職	氏名：青海 正浩 所属：就職支援センターはな 高槻駅前校 役職：取締役
㉑ 課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：長崎 輝夫 所属：就職支援センターはな 高槻駅前校 役職：職業訓練事業部長
㉒ 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：長崎 輝夫 所属：就職支援センターはな 高槻駅前校 役職：職業訓練事業部長 連絡先：072-685-3380
㉓ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：尾形 美智子 所属：就職支援センターはな 高槻駅前校 連絡先：072-685-3380
㉔ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：長崎 輝夫 所属：就職支援センターはな 高槻駅前校 役職：職業訓練事業部長 連絡先：072-685-3380
㉕ 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	修了証明書等の亡失・き損時した場合、証明書の再交付はできない。 但し、「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき、修了者の申し出により、交付証明書の発行はできる。 ・ 交付証明書発行の手数料：無料

<p>㊟その他必要な事項</p>	<p>(遅参) 授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。</p> <p>(休学) 休学はできないものとする。</p> <p>(退学処分) 次の事由に該当する場合は、退学とすることができる。</p> <p>(1) 受講申込にあたり、提出した書類の虚偽記載、虚偽表示及び受講誓約書の内容に違反した者。</p> <p>(2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 面接授業において、授業中の私語、他受講生や弊社職員及び講師への嫌がらせとみられる言動、社会人としてのモラルの欠如とみられる言動など、研修の秩序を乱し受講生としての本分に反した者。</p> <p>(4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。</p> <p>(5) 受講生自身、受講継続意思のない者。</p> <p>(6) 病気、怪我または知的、精神などに障害が発生し、受講の継続が困難となった者。</p> <p>(7) 出席日数が予め定められた総訓練日数の8割を満たさなくなった者。</p> <p>(8) 本人より退学の申出があった者。</p> <p>(9) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。</p>
------------------	---

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	---

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ：http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</p>
----------------------	--

(附則) この学則は平成27年12月16日から施行する。